

農業技術局設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年六月廿八日

農業技術局設置に関する質問主意書

主食増産に政府は全努力すべきであるが、どうも、素人の大臣が農相で農作増産に農業技術員の登用と雇用が極めて積極的でなければならぬ、農林省に農業技術局を設置すべきである、然して主食の五〇%以上の可能なる増産計画を樹立し、実行すべきである。政府の御処見を問う。

右質問に対し御答弁を求む。